

122.01

併合の手続に関する取扱い

1. 2以上の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願（[特例法施行規則別表第1](#)の第2欄に掲げるものを除く。）並びに特許権、実用新案権、意匠権及び商標権に係る次の手続については、出願等の法域が同一であり、手続をする者及びその者の代理人が同一である場合に限り、一の書面での提出により行うことができるものとする。
  - (1) 包括委任状の援用制限の届出
  - (2) 電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出
2. 前記1.により併合の手続がされた場合は、事件の表示に記載された全ての事件について、それぞれ手続がなされたものとみなして取り扱う。
3. 次の表の第2欄に掲げる手続を行う場合は、同表の第3欄に掲げる書類を同表の第4欄に掲げる書式により作成する。

	手 続	書 類 名	書 式
1	包括委任状援用制限の届出 (併合手続)	包括委任状援用制限届	<a href="#">書式 第28</a>
2	電子情報処理組織を使用して 特定手続を行った旨の申出 (併合手続)	手続補足書	<a href="#">書式 第29</a>

4. 前記3.は、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願に関する手続に準用する。

(改訂平成23・11)